

**成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の
整備に関する法律の施行に伴う個別審査規定の整備について
(職業安定法施行規則、労働者派遣法施行規則の一部改正)**

1. 背景

- 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(令和元年法律第 37 号。以下「成年被後見人等法」という。)が本年 6 月 7 日に成立し、同法により、成年被後見人又は被保佐人を資格や営業許可等の対象から一律かつ絶対的に排除する欠格条項を設けている各制度について、心身の故障等がある者の適格性を個別的かつ実質的に審査し、各事業に必要な能力の有無を判断することとされた。
- 同法において、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。)に規定する職業紹介事業及び労働者派遣事業の許可等の欠格事由等(※)について改正され、本年 9 月 14 日に施行されることとされており、施行に伴い、厚生労働省令に委任された内容を定める必要がある。

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> ・ 心身の故障により有料の職業紹介事業(労働者派遣事業)を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(※) 改正前の職業安定法及び労働者派遣法において、成年被後見人及び被保佐人について制限されていた事項

(職業安定法関係)

- ・ 許可を受けて有料の職業紹介事業を行うこと
- ・ 届出をして無料の職業紹介事業を行うこと
- ・ 職業紹介責任者となること

(労働者派遣法関係)

- ・ 許可を受けて労働者派遣事業を行うこと
- ・ 派遣元責任者となること

2. 省令案の概要

- 今般の欠格事由の見直しにおいては 180 程度の法律が改正されることとなるが、政府の基本的な考え方として、省令においては、その具体的な内容について、今回の法改正以前から個別的な審査を行っていた他の制度を参考として、各資格等の業務を適正に行うに当たって必要な、認知(外界を認識すること)、判断(物事の是非善悪を考え定める

こと)、意思疎通(自らの考えを的確に相手に伝えること)に係る能力が備わっているか否かを基準に判断することとされている。

- 上記を踏まえ、(1)～(3)のとおり職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第20号)を改正することとする。

(1) 欠格事由に該当する者について

- 職業紹介事業、労働者派遣事業に係る申請者(※)の欠格事由に関する規定における「厚生労働省令で定めるもの」について、以下のとおり定める。

精神の機能の障害により有料の職業紹介事業(無料の職業紹介事業、労働者派遣事業)を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

(※) 法人の場合は役員を含む。

(2) 職業紹介責任者(派遣元責任者)について

- 職業紹介責任者(派遣元責任者)について、適合しなければならない厚生労働省令で定める基準に、以下の内容を追加する。

精神の機能の障害により職業紹介責任者(派遣元責任者)の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと

(3) 申請書に添付する書類について

- 申請書に添付する書類に関する規定に、申請者及び職業紹介責任者(派遣元責任者)が(1)の欠格事由又は(2)の基準に該当するおそれがある場合には、有料の職業紹介事業及び労働者派遣事業の実施に係る許可申請や許可の有効期間の更新の申請、無料職業紹介事業の実施に係る届出等を行う際に、以下のとおり、医師の診断書の提出を必要とする規定を追加する。

申請者(職業紹介責任者、派遣元責任者、法人である場合にあっては役員)の精神の機能の障害に関する医師の診断書(当該申請者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合に限る。)

3. 欠格条項に該当するか否かの確認の方法

- 職業安定法施行規則及び労働者派遣法施行規則において定められている許可申請書(届出書)において、欠格条項に該当しないことを誓約させることを基本としつつ、申請者及び職業紹介責任者(派遣元責任者)が欠格条項に該当するおそれがある場合には、医師の診断書を提出させることとする。

4. 施行期日等

公布日：9月上旬(予定)

施行期日：成年被後見人等法の施行の日(令和元年9月14日)

<参照条文>

○職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）（抄）※成年被後見人等法による改正後のもの
（有料職業紹介事業の許可）

第三十条 有料の職業紹介事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～五 （略）

3 前項の申請書には、有料の職業紹介事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4～6 （略）

（許可の欠格事由）

第三十二条 厚生労働大臣は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、第三十条第一項の許可をしてはならない。

一・二 （略）

三 心身の故障により有料の職業紹介事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

五～十三 （略）

（職業紹介責任者）

第三十二条の十四 有料職業紹介事業者は、職業紹介に関し次に掲げる事項を統括管理させ、及び従業者に対する職業紹介の適正な遂行に必要な教育を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第三十二条第一号、第二号及び第四号から第九号までに該当しない者（未成年者を除き、有料の職業紹介事業の管理を適正に行うに足る能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに限る。）のうちから職業紹介責任者を選任しなければならない。

一～四（略）

○職業安定法施行規則（昭和 22 年労働省令第 12 号）（抄）

（法第三十条に関する事項）

第十八条 （略）

2 （略）

3 法第三十条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為

ロ 登記事項証明書

- ハ 役員の住民票の写し（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する中長期在留者にあつては住民票の写し（国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ。）及び在留資格（出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。）を記載したものに限る。）とし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては住民票の写し（国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。）及び履歴書
- ニ 役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - (1) 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書
 - (2) 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）
- ホ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書
- ヘ 職業紹介事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類
- ト 有料の職業紹介事業を行う事業所ごと（以下この条において単に「事業所ごと」という。）の個人情報の適正管理及び秘密の保持に関する規程
- チ 事業所ごとの業務の運営に関する規程
- リ 事業所ごとに選任する職業紹介責任者の住民票の写し、履歴書及び第二十四条の六第二項に規定する講習を修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）
- ヌ 事業所ごとの施設の概要を記載した書面
- ル 国外にわたる職業紹介を行おうとするときは、当該国外にわたる職業紹介の相手先国に関する書類
- ロ 国外にわたる職業紹介を行おうとする場合であつて、取次機関を利用しようとするときは、当該取次機関に関する書類
- 二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
 - イ 住民票の写し及び履歴書
 - ロ 申請者が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - (1) 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書
 - (2) 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る前号イからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で職業紹介事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係る前号

イからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

ハ 前号へからヲまでに掲げる書類ニ 申請者が個人である場合にあっては、次に掲げる書類

4～11 （略）

第二十四条の六 法第三十二条の十四の規定による職業紹介責任者の選任は、次に定めるところにより行わなければならない。

一・二 （略）

2 法第三十二条の十四の厚生労働省令で定める基準は、過去五年以内に、職業紹介事業の業務の適正な遂行のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していることとする。

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（抄）※成年被後見人等法による改正後のもの

（労働者派遣事業の許可）

第五条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。

一～四 （略）

3 前項の申請書には、労働者派遣事業を行う事業所ごとの当該事業に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

4・5 （略）

（許可の欠格事由）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一・二 （略）

三 心身の故障により労働者派遣事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの

四 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

五～十三 （略）

（派遣元責任者）

第三十六条 派遣元事業主は、派遣就業に関し次に掲げる事項を行わせるため、厚生労働省令で定めるところにより、第六条第一号、第二号及び第四号から第九号までに該当しない者（未成年者を除き、派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足る能力を有する者として、厚生労働省令で定める基準に適合するものに限る。）のうちから派遣元責任者を選任しなければならない。

一～七 （略）

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第20号）（抄）

（許可の申請手続）

第一条の二 （略）

2 法第五条第三項の厚生労働省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄附行為

ロ 登記事項証明書

ハ 役員の住民票の写し（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）

第十九条の三に規定する中長期在留者にあつては住民票の写し（国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下この号において同じ。）及び在留資格（出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。）を記載したものに限る。）とし、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者にあつては住民票の写し（国籍等及び同法に定める特別永住者である旨を記載したものに限る。）とし、出入国管理及び難民認定法第十九条の三第一号に掲げる者にあつては旅券その他の身分を証する書類の写しとする。以下同じ。）及び履歴書

ニ 役員が未成年者で労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該役員の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書

(2) 当該役員の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係るイからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員の法定代理人（法人に限る。）に係るイからハまでに掲げる書類又は当該役員の法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

ホ 労働者派遣事業を行う事業所ごとの個人情報適正管理及び秘密の保持に関する規程（以下「個人情報適正管理規程」という。）

ヘ 最近の事業年度における貸借対照表及び損益計算書

ト 労働者派遣事業に関する資産の内容及びその権利関係を証する書類

チ 労働者派遣事業を行う事業所ごとに選任する派遣元責任者の住民票の写し、履歴書及び第二十九条の二に規定する講習を修了したことを証する書類（以下「受講証明書」という。）

リ 派遣労働者のキャリアの形成の支援に関する規程

ヌ 派遣労働者の解雇に関する規程

ル 派遣労働者に対する休業手当に関する規程

二 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 住民票の写し及び履歴書

ロ 申請者が未成年者で労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

(1) 当該申請者の法定代理人が個人である場合 当該法定代理人の住民票の写し及び履歴書

(2) 当該申請者の法定代理人が法人である場合 当該法定代理人に係る前号イからハまでに掲げる書類（法定代理人の役員が未成年者で労働者派遣事業に関し営業の許可を受けていない場合にあつては、当該役員が法定代理人（法人に限る。）に係る同号イからハまでに掲げる書類又は当該役員が法定代理人（個人に限る。）の住民票の写し及び履歴書を含む。）

ハ 前号ホ及びトからルまでに掲げる書類

3 （略）

（法第三十六条の厚生労働省令で定める基準）

第二十九条の二 法第三十六条の厚生労働省令で定める基準は、過去三年以内に、派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習として厚生労働大臣が定めるものを修了していることとする。